

## 行政文書一部公開決定通知書

27上総調第320-2号  
平成27年12月3日名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一様実施機関 名古屋市上下水道局長  
小林 寛司

平成27年10月22日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	別紙記載のとおり						
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成 年 月 日	午前	午後			
	場 所	市民情報センター（西庁舎1階）					
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴						
行政文書の一部を公開しない理由	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当          当該行政文書に記載されている法人の社員の氏名は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため。</p> <p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当          法人の印影及び土場の場所は、法人の事業活動を行う上で内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人の事業運営に支障をきたすおそれがあるため。</p> <p>また、法人の名称、住所及び代表者氏名並びに工事件名及び契約番号は、特定の法人を識別できる情報であって、公にすることにより当該法人の社会的評価及び活動の自由が損なわれるおそれがあるため。</p>						
備 考	<p>当該行政文書に記載されている法人のうち、名称等が明らかになっているものについては、本件工事とは直接的な関係が無いことが明らかであり、上記理由には当てはまらないため非公開としていません。</p> <p>〈決定を行った所管課公所〉          上下水道局総務部調査課 TEL052-972-3713</p>						

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して審査請求することができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（名古屋市上下水道局長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると取消訴訟が提起することができなくなります。

- 注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。  
 2 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:972-8153（直通） FAX:972-4127

(別紙)

行政文書の名称

- ・路面異常に関する原因調査（名古屋市千種区春岡通5丁目地内）  
　　調査報告書及び分析結果報告書
- ・千種区東山元町四丁目地内ほか5か所舗装復旧工事  
　　第2回変更契約書及び変更設計書（第1回）
- ・水道工事施工後において発生した路面異常の補修工事に関する基本協定
- ・配水管布設工事の施工について（注意）
- ・下水工事の施工について（注意）
- ・水道工事の施工について（注意）
- ・路面異常に関わる原因調査報告書

（平成26年6月30日、8月6日、11月17日及び平成27年2月20日付）

上記行政文書（請求にかかるもの）

# 路面異常に關する原因調査 (名古屋市千種区春岡通5丁目地内)

## 調査報告書

平成27年3月

一般財団法人 東海技術センター



## 調査概要

調査場所：名古屋市千種区春岡通5丁目地内

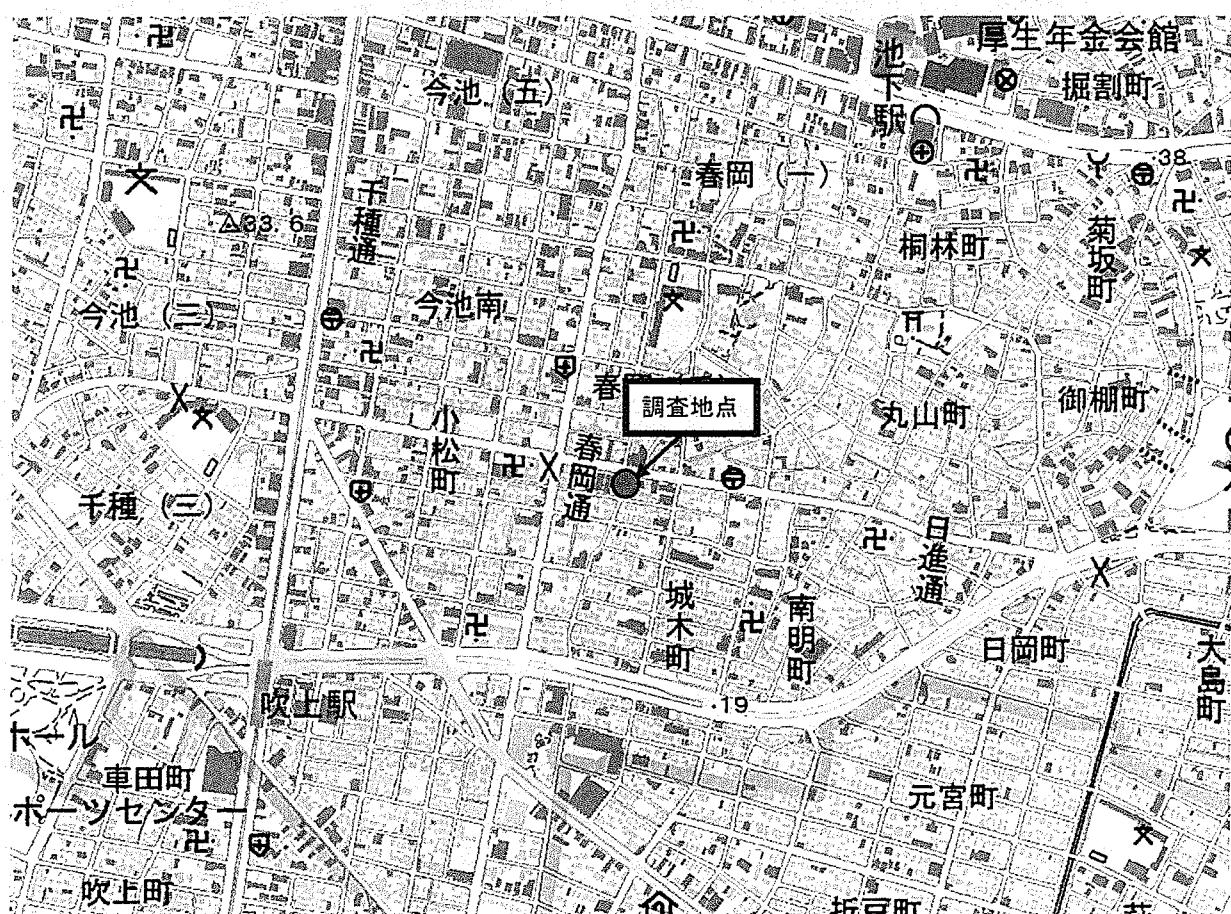
調査日：平成27年2月23日

試験項目：JIS A 5015 5.5 道路用鉄鋼スラグの環境安全品質基準に示される  
8項目の溶出量試験及び含有量試験

分析実施機関：一般財団法人 東海技術センター

試料採取者：一般財団法人 東海技術センター [REDACTED]

立会者：名古屋市上下水道局 杉野氏他1名



調査地点図

## 分析結果一覧

溶出量分析結果

項目	単位	測定結果	基準※1	基準との照合
カドミウム	mg/L	0.001未満	0.01以下	適合
鉛	mg/L	0.005未満	0.01以下	適合
六価クロム	mg/L	0.01未満	0.05以下	適合
砒素	mg/L	0.005未満	0.01以下	適合
総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005以下	適合
セレン	mg/L	0.002未満	0.01以下	適合
ふつ素	mg/L	0.13	0.8以下	適合
ほう素	mg/L	0.05	1以下	適合

含有量分析結果

項目	単位	測定結果	基準※1	基準との照合
カドミウム	mg/kg	5未満	150以下	適合
鉛	mg/kg	7	150以下	適合
六価クロム	mg/kg	2未満	250以下	適合
砒素	mg/kg	0.9	150以下	適合
総水銀	mg/kg	0.05未満	15以下	適合
セレン	mg/kg	0.5未満	150以下	適合
ふつ素	mg/kg	480	4000以下	適合
ほう素	mg/kg	28	4000以下	適合

※1 基準とはJIS A 5015 5.5 表-8に示される環境安全品質基準を示す。

# 分析結果報告書

# 分析結果報告書

東海技水第 15101128-001 号  
平成 27 年 3 月 12 日

上野土木株式会社

様

計量証明事業 愛知県知事登録 第 262 号  
一般財団法人 東海技術センター  
理 事 長 平山 正之  
名古屋市名東区猪子石二丁目 710 番地  
TEL(052)771-5161(代) 〒465-0021

出張採取 (平成 27 年 2 月 23 日受入)			
試料の種類	路盤材		
採取場所	名古屋市千種区春岡通 5 丁目地内		
採取日時	平成 27 年 2 月 23 日 9 時 30 分	天候	晴
採取者名			

上記試料に対する分析結果を次のとおり報告します。

分 析 対 象	単 位	分析結果	備 考
1 カドミウム	mg/L	0.001未満	
2 鉛	mg/L	0.005未満	
3 六価クロム	mg/L	0.01未満	
4 硒素	mg/L	0.005未満	
5 総水銀	mg/L	0.0005未満	
6 セレン	mg/L	0.002未満	
7 ふつ素	mg/L	0.13	
8 ほう素	mg/L	0.05	
(以下余白)			

[備考] JIS K 0058-1 (2005) スラグ類の化学物質試験方法。検液の作成は、第1部：利用有姿による溶出量試験方法で行った。

工事名：路面異常に關する原因調査

# 分析結果報告書

東海技水第 15101128-002 号

平成 27 年 3 月 12 日

上野土木株式会社

様

計量証明事業 爱知県知事登録 第 262 号

一般財団法人 東海技術センター

理 事 長 平山 正之

名古屋市名東区猪子石二丁目 710 番地

TEL(052)771-5161(代) 〒465-0021

出張採取 (平成 27 年 2 月 23 日受入)

試料の種類	路盤材		
採取場所	名古屋市千種区春岡通 5 丁目地内		
採取日時	平成 27 年 2 月 23 日 9 時 30 分	天候	晴
採取者名			

上記試料に対する分析結果を次のとおり報告します。

分析対象		単位	分析結果	備考
1	カドミウム	mg/kg	5未満	
2	鉛	mg/kg	7	
3	六価クロム	mg/kg	2未満	
4	砒素	mg/kg	0.9	
5	総水銀	mg/kg	0.05未満	
6	セレン	mg/kg	0.5未満	
7	ふつ素	mg/kg	480	
8	ほう素	mg/kg	28	
(以下余白)				

[備考] JIS K 0 0 5 8 - 2 (2005) スラグ類の化学物質試験方法。検液の作成は、第2部：含有量試験方法で行った。

工事名：路面異常に關する原因調査



## 第2回変更契約書

契約番号	2014-1-011-08-050		
件名	千種区東山元町四丁目地内ほか5か所舗装復旧工事		
当初契約日	平成27年1月13日		
工期	変更前 平成27年1月13日 から 平成27年3月31日 まで 変更後 平成27年1月13日 から 平成27年3月31日 まで		
変更金額	減	¥ 265,680※	
	(うち消費税及び地方消費税の額 (税抜額)	¥19,680※) ¥246,000※)	
部分払	変更なし		
契約保証金	変更なし		
仕様変更	変更あり		
特約条項	変更なし		

発注者と受注者は、名古屋市上下水道局工事請負契約約款の規定に基づき、上記のとおり変更契約を締結する。

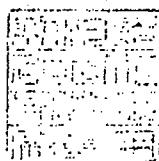
この契約を証するため本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

発注者 名古屋市

代表者 名古屋市上下水道局長

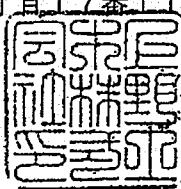
小林 寛司



受注者

名古屋市千種区茶屋が坂一丁目17番11号

上野土木株式会社



代表取締役

水野 敏郎



## 様式-1

平成26年度		設計年月日	平成27年3月24日		照査
		工 期	(自) 平成27年 1月13日 (至) 元 平成27年 3月18日 (至) 改 平成27年 3月31日		
設 計 担 当 課	管路部 設計第一課	設計者職氏名	技術職員 寺澤 崇史	印	
変更設計書（第1回）		名古屋市上下水道局			
件 名	千種区東山元町四丁目地内ほか5か所舗装復旧工事				
処理区名					
事業所名					
施行場所	千種区東山元町四丁目地内ほか5か所				
工事種別	舗装工事				
工事目的	舗装復旧工事				
工事内容	舗装復旧工 801.1m <sup>2</sup> → 754.7m <sup>2</sup>				
変更理由	施工条件が変化した結果、変更する。				
変更内容	環境安全品質試験一式追加 すり付けアスファルトコンクリート舗装撤去追加 39.5m <sup>2</sup> 舗装復旧面積の減少 801.1m <sup>2</sup> → 754.7m <sup>2</sup> L型側溝撤去復旧延長の減少 20.6m → 20.5m U型側溝撤去復旧延長の減少 1.8m → 0.6m 区画線設置延長の増加 128.2m → 128.4m				
土木工事共通仕様書（平成26年8月） 特記仕様書 有 建設リサイクル法対象工事					
予 算 担 当 課	管路部 配水課	施 行 担 当 課	管路部 東部管路センター		
設 計 額			内 訳		
			工事価格	消費税及び地方消費税相当額	
元 設 計 額	16,189,200円	14,990,000円	1,199,200円		
変 更 設 計 額	15,919,200円	14,740,000円	1,179,200円		
増 △減	△270,000円	△250,000円	△20,000円		

本工事費内訳書						
費目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接工事費計					7,254,475 7,037,682	
共通仮設費		式	1 1		2,146,077 2,199,587	
安全費		式	1 1		387,840 387,840	
交通誘導員		式	1 1		387,840 387,840	第9001号 明細表
技術管理費		式	— 1		— 95,965	
環境安全品質試験費		式	— 1		— 95,965	第9002号 明細表
共通仮設費(率分)		式	1 1		1,758,237 1,715,782	
純工事費					9,400,552 9,237,269	
現場管理費		式	1 1		3,844,717 3,789,249	
工事原価					13,245,269 13,026,518	
一般管理費等		式	1 1		1,744,731 1,713,482	
工事価格					14,990,000 14,740,000	
設計工事価格					14,990,000 14,740,000	
消費税及び地方消費税相当額					1,199,200 1,179,200	
変更設計額					16,189,200 15,919,200	

# 水道工事施工後において発生した路面異常の補修工事に関する基本協定

名古屋市（以下「甲」という。）と [ ] （以下「乙」という。）は、乙が受注した水道工事において、施工後に発生した路面異常の補修工事に  
関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲が発注し乙が受注した工事請負契約のうち、本復旧後の路面に異常が発生した箇所及びその周辺部分（以下「路面異常発生箇所等」という。）についての補修工事について定めることを目的とする。

## （約款等の準用）

第2条 補修工事の施工にあたっては、名古屋市上下水道局工事請負契約約款を準用する。

2 乙は土木工事共通仕様書に従い、補修工事を施工しなければならない。

## （用語の定義）

第3条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 対応部分とは、乙が費用を負担する補修部分をいう。
- (2) 関連部分とは、甲が費用を負担する補修部分をいう。

## （協定の適用）

第4条 この協定は、平成26年3月27日付「25上管配第58号（別紙）」及び平成26年10月2日付「26上管配第81号（別紙）」で示した工事に適用する。

## （補修工事）

第5条 乙は、路面異常発生箇所等につき、甲の指示の下、補修工事を行わなければならない。

## （補修工事の内容）

第6条 乙は、前条の補修工事として、路面異常発生箇所等の路面の補修及びその原因となった物質の除去を行うものとする。

## （責任範囲）

第7条 乙は、第3条第1号で定める対応部分について、路面の補修責任及び原因となったと考えられる物質を含む路盤の入替えを行う責任を負うものとする。

2 甲は、第3条第2号で定める関連部分について、路面の補修を行う責任を

負うものとする。

(協議による補修工事の内容の決定)

第8条 路面異常の原因となったと考えられる物質が路盤に含まれていないことが明らかとなった場合は、甲乙協議のうえ、乙が実施すべき補修工事の内容を変更することができる。

(個別協議)

第9条 甲及び乙は、路面異常発生箇所等ごとに、次の事項について個別協議を行い、書面を取り交わすものとする。

- (1) 対応部分及び関連部分の範囲
- (2) 工事工程及びしゅん工期限
- (3) 工事費

(工事のしゅん工期限)

第10条 乙は、個別協議において定められたしゅん工期限内にしゅん工するものとし、甲はこれに協力するものとする。

2 道路管理者の許可条件その他の理由によりしゅん工期限を変更する必要が生じたときは、乙は甲と協議し、変更できるものとする。

(費用負担)

第11条 対応部分の補修工事(付帯する工事を含む。)に要する費用は、乙の負担とする。

2 関連部分の補修工事(付帯する工事を含む。)に要する費用は、次条に基づき算定した工事費を、甲が乙に支払う。

(設計・積算)

第12条 関連部分の補修工事費については、甲における道路掘削跡復旧工事(単価契約)の代価の直接工事費相当分に関連部分の面積を乗じた金額を原則とする。ただし、間接工事費および付帯する工事の費用の計上については、各現場の状況に応じて甲乙協議のうえ、定めることとする。

(費用の請求)

第13条 乙は、関連部分が含まれる工事について、完了検査に合格したときは、関連部分の工事費の支払いを請求することができる。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成26年3月27日付「25上管配第58号(別紙)」及び平成26年10月2日付「26上管配第81号(別紙)」で示した工事の補修が完了するまでとする。

(瑕疵担保期間経過後の路面異常への対応)

第15条 平成26年3月27日付「25上管配第59号(別紙)」及び平成26年10月2日付「26上管配第80号(別紙)」で、甲が乙に対し瑕疵担保期間経過後に路面異常発生箇所等の瑕疵の補修を依頼し、乙が平成26年3月31日付及び平成26年10月6日付回答書で善処する旨回答したものについての取扱いは、甲及び乙は別途協議して定めるものとする。

2 前項の協議が整い乙が施工することとなった工事については、この協定に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

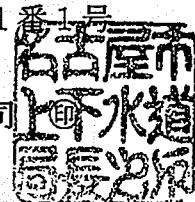
2 乙は特別の理由により、この協定によりがたい事情が生じた場合には、書面で甲に協議を申し出ることができる。

3 前項の場合において、甲が必要があると認めた場合には、甲及び乙は協議を行い、別途書面を取り交わすものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年1月21日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市  
代表者 上下水道局長 小林 寛司



乙

平成 26 年 11 月 日

名古屋市上下水道局長  
小林 寛司

配水管布設工事の施工について(注意)

○ このたび、貴社施工の [REDACTED]

[REDACTED] 及び [REDACTED]

[REDACTED] において、当局仕様外である路盤材料（スラグ）の使用が原因で、路面にひび割れ等が発生している箇所が掘削調査の結果 8 箇所確認された。

また、それ以外にも同様に路面にひび割れ等が発生している箇所が多数確認されている。

今回、このような事実が確認されたことは、工事の適正な施工確保が図られておらず、公共工事に対する市民の信頼を損なうこととなるものであり、極めて遺憾であり、決して看過できるものではない。

しかし、瑕疵担保期間経過後の路面にひび割れ等が発生した箇所についても、当局の補修依頼に対して補修する意向を示していることを勘案して以下の喚起を行う。

○ 今後は、法令、工事請負契約約款及び設計図書等を遵守し、このようなことが二度と起こらないよう注意する。

平成 26 年 11 月 日

名古屋市上下水道局長  
小林 寛司

配水管布設工事の施工について(注意)

このたび、貴社施工の [REDACTED]

[REDACTED] 及び [REDACTED]

[REDACTED] において、当局仕様外である路盤材料（スラグ）の使用が原因で、路面にひび割れ等が発生している箇所が掘削調査の結果 9 箇所確認された。

また、それ以外にも同様に路面にひび割れ等が発生している箇所が多数確認されている。

今回、このような事実が確認されたことは、工事の適正な施工確保が図られておらず、公共工事に対する市民の信頼を損なうこととなるものであり、極めて遺憾であり、決して看過できるものではない。

しかし、瑕疵担保期間経過後の路面にひび割れ等が発生した箇所についても、当局の補修依頼に対して補修する意向を示していることを勘案して以下の喚起を行う。

今後は、法令、工事請負契約約款及び設計図書等を遵守し、このようなことが二度と起こらないよう注意する。

平成 26 年 11 月 日

名古屋市上下水道局長  
小林 寛司

配水管布設工事の施工について(注意)

このたび、貴社施工の [REDACTED]

[REDACTED] 及び [REDACTED]

[REDACTED] において、路面にひび割れ等が発生している箇所が確認され、  
その内の 1 箇所を掘削調査した結果、当局仕様外である路盤材料（スラグ）の  
使用が確認された。

今回、このような事実が確認されたことは、工事の適正な施工確保が図られ  
ておらず、公共工事に対する市民の信頼を損なうこととなるものであり、極め  
て遺憾であり、決して看過できるものではない。

しかし、瑕疵担保期間経過後の路面にひび割れ等が発生した箇所についても、  
当局の補修依頼に対して補修する意向を示していることを勘案して以下の喚起  
を行う。

今後は、法令、工事請負契約約款及び設計図書等を遵守し、このようなこと  
が二度と起こらないよう注意する。

平成 26 年 11 月 日

名古屋市上下水道局長  
小林 寛司

下水工事の施工について(注意)

このたび、貴社が平成 23 年 8 月 22 日に契約した

において、当局仕様外である路盤材料（スラグ）の使用が原因で、路面にひび割れ等が発生している箇所が掘削調査の結果確認された。

今回、このような事実が確認されたことは、工事の適正な施工確保が図られておらず、公共工事に対する市民の信頼を損なうこととなるものであり、極めて遺憾であり、決して看過できるものではない。

しかし、瑕疵担保期間経過後の路面にひび割れ等が発生した箇所について、当局の補修依頼に対して補修する意向を示していることを勘案して以下の喚起を行う。

今後は、法令、工事請負契約約款及び設計図書等を遵守し、このようなことが二度と起こらないよう注意する。

平成 26 年 11 月 日

名古屋市上下水道局長  
小林 寛司

下水工事の施工について(注意)

このたび、貴社が平成 23 年 10 月 1 日に契約した

において、2箇所で路面にひび割れ等が発生しており、貴社への聞き取りの結果、当局仕様外である路盤材料（スラグ）の使用が確認された。

今回、このような事実が確認されたことは、工事の適正な施工確保が図られておらず、公共工事に対する市民の信頼を損なうこととなるものであり、極めて遺憾であり、決して看過できるものではない。

しかし、瑕疵担保期間経過後の路面にひび割れ等が発生した箇所について、当局の補修依頼に対して補修する意向を示していることを勘案して以下の喚起を行う。

今後は、法令、工事請負契約約款及び設計図書等を遵守し、このようなことが二度と起こらないよう注意する。

平成 27 年 3 月 日

[REDACTED]

名古屋市上下水道局長

小林 寛司

### 水道工事の施工について(注意)

このたび、貴社が平成 23 年 5 月 16 日に契約した [REDACTED] において、路面にひび割れ等が発生しており、貴社への聞き取りの結果、当局仕様外である路盤材料（スラグ）の使用が確認された。

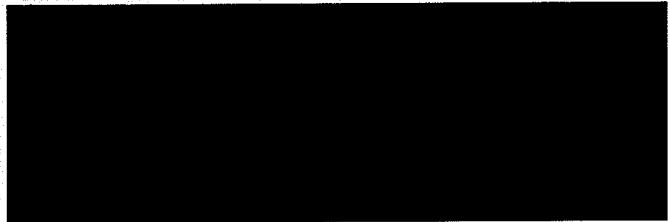
今回、このような事実が確認されたことは、工事の適正な施工確保が図られておらず、公共工事に対する市民の信頼を損なうこととなるものであり、極めて遺憾であり、決して看過できるものではない。

しかし、瑕疵担保期間経過後の路面にひび割れ等が発生した箇所について、当局の補修依頼に対して補修する意向を示していることを勘案して以下の喚起を行う。

今後は、法令、工事請負契約約款及び設計図書等を遵守し、このようなことが二度と起こらないよう注意する。

平成 26年 6月 30日

名古屋市上下水道局  
北部管路センター長 様



## 路面異常に関わる原因調査について(回答)

見出しの件について、平成26年5月7日付の依頼に基づき、別添報告書の通り回答いたします。

- (1) 現地状況調査  
路面異常に関わる原因調査報告書
- (2) 施工管理状況調査  
路面異常に関わる原因調査報告書
- (3) 堀削調査  
路面異常調査(北区浪打町1丁目地内) 調査報告書

## 路面異常に関する原因調査報告書



## [REDACTED]における施工管理状況

本工事において当社は、管工事の下請負業者として [REDACTED] (以下乙とする)と契約をしました。

## ・資材

資材は有償支給とし、路盤材(C-40, M-40)の納入業者は [REDACTED] としました。

搬入先として下記の土場に搬入しました。

路盤材の運搬については、[REDACTED]による搬入または、乙が契約している運搬業者による搬入のどちらでもよいものとしましたが、この路盤材とは別に乙が、

[REDACTED] のC-40も [REDACTED] に搬入させたと、後日報告がありました。この路盤材の搬入については、当時乙より現場代理人への報告は無かったので、材料承諾願いの提出はしていません。

(別紙請求書、伝票添付)

## ・土場

乙の知合いである他業者が賃貸借契約、管理している土場の一部を乙が間借りして使用していました。

資材の保管状況として、他業者と当社の路盤材を隣り合わせに置いていました。

(別紙土場位置図、写真添付)

## ・考察

[REDACTED] の運搬伝票から推計される碎石納入数量に対して、[REDACTED] の碎石納入量が少ないため、[REDACTED] 以外からも碎石を納入した可能性があります。

又、資材の保管場所を間借りして使用していたため、他業者の路盤材を使用してしまった事も考えられます。

上記のどちらかの路盤材に、今回の試料採取の分析結果で判明した鉄鋼スラグが混入していく、路面隆起に至つたものと考えられます。

尚、乙の見解は、[REDACTED] の納入伝票を一部紛失しているが、[REDACTED] 及び [REDACTED] 以外からは碎石を納入していないので、間借りしていた土場において他業者の路盤材を使用した可能性があるとの考えです。

今回、路盤材に鉄鋼スラグ(エージングされていない物)が混入した事は故意では無く、資材管理の不手際による過失によるものと考えています。

平成26年 8月 6日

名古屋市上下水道局  
東部管路センター長 様



## 報告書

平成26年 5月 8日付、路面異常に関する原因調査について（依頼）に基づき、下記の通りご報告させていただきます。

### 記

#### 1. 掘削調査

掘削作業実施完了にて調査報告書を平成26年 6月 30日に提出。

#### 2. 原因調査

##### (1) 現地状況調査

平成26年 7月 31日提出

##### (2) 施工管理状況調査

平成23年度 骨材（別紙2 集計表）RC-40、C-40納入伝票写し。

平成24年度 骨材（別紙2 集計表）RC-40、C-40納入伝票写し。

以上

## 総括

当社と致しましては下記の内容に至りましたこと、ご報告申し上げます。

## 記

掘削調査で検出されたスラグは平成26年7月10日にご報告いたしました経路によって搬入された雨天時の土場の敷設材として使用したものであると思われます。

資材業者の [REDACTED] のスラグは、環境安全品質JISA5015の品質規格を満たしており、安全なものであると当社下請業者より確認いたしております。

しかしながら、当社下請業者への聞き取り調査から判明しましたことは、[REDACTED] のスラグ製品置場には屋内と屋外があり、エイジング未処理の製品が誤って混入したものが運搬された可能性は否定できない、との回答でした。

当社といたしましては、施工使用骨材は全数量別途搬入しており、その骨材にて施工いたしておりますが、当社資材置場にて施工使用骨材に何らかの形で混入した可能性も否定できないと考えられます。

よって、今回の路面損傷の原因を生じさせた可能性があると思われます。

今回の件を踏まえて当社としましては

- 1・スラグは一切購入・使用しない。
- 2・定期的に元請として下請業者使用の資材置場を管理・確認及び指導する。
- 3・当局の職員の方にも資材置場をご確認及びご指導して頂けたらと思っております。

今後、このようなことがないように管理・確認及び指導を徹底し再発防止に努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上

平成26年 8月 6日

名古屋市上下水道局  
北部管路センター長 様

報告書

平成26年 5月 8日付、路面異常に関わる原因調査について（依頼）に基づき、下記の通りご報告させていただきます。

記

1. 堀削調査

堀削作業実施完了にて調査報告書を平成26年 6月30日に提出。

2. 原因調査

(1) 現地状況調査

平成26年 7月31日提出

(2) 施工管理状況調査

骨材（別紙2 集計表）RC-40、C-40納入伝票写し。

以上

## 総括

当社と致しましては下記の内容に至りましたこと、ご報告申し上げます。

## 記

掘削調査で検出されたスラグは平成26年7月10日にご報告いたしました経路によって搬入された雨天時の土場の敷設材として使用したものであると思われます。

資材業者の [REDACTED] のスラグは、環境安全品質JISA5015の品質規格を満たしており、安全なものであると当社下請業者より確認いたしております。

しかしながら、当社下請業者への聞き取り調査から判明しましたことは [REDACTED]  
[REDACTED] のスラグ製品置場には屋内と屋外があり、エイジング未処理の製品が誤って混入したもののが運搬された可能性は否定できない、との回答でした。

当社といたしましては、施工使用骨材は全数量別途搬入しており、その骨材にて施工いたしておりますが、当社資材置場にて施工使用骨材に何らかの形で混入した可能性も否定できないと考えられます。

よって、今回の路面損傷の原因を生じさせた可能性があると思われます。

今回の件を踏まえて当社としましては

- 1・スラグは一切購入・使用しない。
- 2・定期的に元請として下請業者使用の資材置場を管理・確認及び指導する。
- 3・当局の職員の方にも資材置場をご確認及びご指導して頂けたらと思っております。

今後、このようなことがないように管理・確認及び指導を徹底し再発防止に努めてまいりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

以上

平成26年 8月 6日

名古屋市上下水道局  
西部管路センター長 様

報 告 書

平成26年 5月 8日付、路面異常に関する原因調査について（依頼）に基づき、下記の通りご報告させていただきます。

記

1. 掘削調査

掘削作業実施完了にて調査報告書を平成26年 6月30日に提出。

2. 原因調査

(1) 現地状況調査

平成26年 7月31日提出

(2) 施工管理状況調査

骨材（別紙2 集計表）RC-40、C-40納入伝票写し。

以上

## 総括

当社と致しましては下記の内容に至りましたこと、ご報告申し上げます。

## 記

掘削調査で検出されたスラグは平成26年7月10日にご報告いたしました経路によって搬入された雨天時の土場の敷設材として使用したものであると思われます。

資材業者の [REDACTED] のスラグは、環境安全品質JISA5015の品質規格を満たしており、安全なものであると当社下請業者より確認いたしております。

しかしながら、当社下請業者への聞き取り調査から判明しましたことは [REDACTED]

[REDACTED] のスラグ製品置場には屋内と屋外があり、エイジング未処理の製品が誤って混入したもののが運搬された可能性は否定できない、との回答でした。

当社といたしましては、施工使用骨材は全数量別途搬入しており、その骨材にて施工いたしておりますが、当社資材置場にて施工使用骨材に何らかの形で混入した可能性も否定できないと考えられます。

よって、今回の路面損傷の原因を生じさせた可能性があると思われます。

今回の件を踏まえて当社としましては

- 1・スラグは一切購入・使用しない。
- 2・定期的に元請として下請業者使用の資材置場を管理・確認及び指導する。
- 3・当局の職員の方にも資材置場をご確認及びご指導して頂けたらと思っております。

今後、このようなことがないように管理・確認及び指導を徹底し再発防止に努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上

平成 26年 8月 6日

名古屋市上下水道局長様

報 告 書

路面異常に関わる原因調査



## 施工管理状況調査

工事名

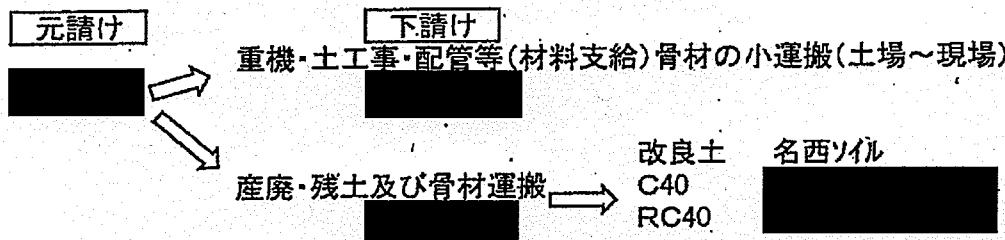
工事場所 千種・中・東区

工 期 平成21年4月1日～平成22年3月31日 (H21年度)  
平成22年4月1日～平成23年3月31日 (H22年度)

調査箇所の施工時期

調査箇所(路面異常箇所)	施工時期	
千種区吹上二丁目4-24	平成22年(2010年)12月19日	H22年度
中区栄五丁目地内	平成22年(2010年)6月6日	"
千種区振甫町4丁目地内	平成22年(2010年)3月30日	H21年度
千種区千種三丁目地内	平成22年(2010年)3月26日	"
千種区今池南地内	平成22年(2010年)3月25日	"
千種区池上一丁目地内	平成21年(2009年)4月29日	"

施工体制



調査内容 前項「掘削調査」の結果を受け、今回のスラグ混入に至った経緯を調査しました。ただし、当時の施工管理書類がほぼ残存せず、(弊社規定により3年間保管後破棄、伝票類については保管規定無し)当時、現場に携わった現場担当者(代理人は退職にて不在)への聞き取り及び残存する一部データにて調査しましたので、一部推測ではありますが、以下に経緯を記述します。

経 緯 上記現場は上記施工体制にて、H21年度は [REDACTED] の土場([REDACTED] が契約・管理し、他業者は使用せず)を使用し各現場を施工していたが、[REDACTED] 土場にストックしていたC40が不足した時等には、弊社舗装部が当時使用していた [REDACTED] 付近の土場([REDACTED] が契約・管理し、他業者は使用せず)にストックしていたC40を借用することもありました。

【当時、弊社舗装部は民間工事用に [REDACTED] の土場を使用し、路盤材としてC-40 M-40、RC-40(コンクリート・鉱さい合成材)の3種がストックされていた。】

**以下推測**

材料を借り受けに行った運転手がC40とRC40(コンクリート・鉱さい合成材)の色がよく似ていた(黒っぽい色)為、識別が出来ず、間違えてRC40(コンクリート・鉱さい合成材)を現場に搬入した可能性が考えられます。

尚、H22年度については[ ]の土場([ ])が契約・管理し、他業者は使用せず)を弊社舗装部と共に用で使用し、前年度と同様に舗装部の民間工事用に上記路盤材(3種)を[ ]土場に搬入した実績がある為、上記の様に取り違えて施工してしまった可能性があると思われます。

つぎに、掘削調査での分析結果(スラグ混入割合7割)から考察したところ、RC40(コンクリート8割:スラグ2割合成材)は、割合に開きがある為、他の物も混入した可能もあり、その点から当時の関係社員に聞き取り調査をしたところ、当時の土場には、埃止め用に道路用製鋼スラグCS-20を(大型ダンプに2~3車程度)敷均して  
いた事が分かりました。  
※数量については当時の関係社員の記憶であり、  
伝票類に関しては前述の弊社規定により保管  
義務が無い為残存せず。  
以上の事から総合的に判断すると、土場表面に敷き均した製鋼スラグをRC40(コンクリート・鉱さい合成材)とともにをすくい取り現場に誤って搬入された可能性が高いと思われます。

**結論** 当時、弊社は路盤材はそれぞれ品質が保証されたものを使用していましたが、(スラグ系路盤材の試験成績表別添)一部エイジング不足のスラグ材が混入し、当該現場に(故意に搬入したのではなく)誤って搬入・施工され、浸透水等と生石灰、の水和反応により膨張し路面損傷に至ったものと思われます。  
尚、上記数量(大型ダンプ2~3車程度)から判断すると、今回調査対象現場以外にスラグが混入した可能性は低いと思われます。

※スラグ系路盤材については、①RC40(コンクリート・鉱さい合成材) [ ] 製  
②製鋼スラグCS20 [ ] 製の2種類のみ

**参考資料** 当時、弊社舗装部が民間工事に使用していた・RC40(コンクリート・鉱さい合成材)及び・土場の埃止め用に使用した道路用製鋼スラグCS-20の試験成績表(別添)  
・RC40(コンクリート・鉱さい合成材)の納入実績表  
・平成21、22年度使用土場位置図  
・[ ] 土場 資材配置図

※試験成績表については、前述の理由により当時の資料が残存しない為、今回、新たに同等のものを取り寄せました。

**再発防止** 今回の問題を踏まえ、社内にて協議した結果、以下の3項目について実施する様全社員に周知し、再発防止に努めます。

① 骨材の種類が容易に識別できるように看板等で品名を明示する。

② 土場の埃止め用材料は、万が一混入しても支障のないものを使用する。

③ 骨材材料のストック切れの無い様、数量管理を怠らない。

以上

平成 26 年 11 月 17 日

名古屋市上下水道局

北部管路センター長 様

## 路面異常に関わる原因調査について（回答）

工事件名：[REDACTED]

工期：平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

上記工事の施工場所（北区成願寺 1 丁目）において、路面異常が発生したことについて調査結果を報告します。

北区成願寺 1 丁目で、取付管付替箇所（42 箇所）を小掘削の占用で、施工に入りましたが、水道工事とラップして作業が中断し占用工期内で施工出来ず、占用を 2 回取り直しをして頂きました。その後、下請業者の [REDACTED] にて守山区の施工箇所と併行して成願寺の施工をしてきましたが、占用工期内での完了をさせる為、当時別件名で下請をしたことがある [REDACTED] に依頼したところ、平成 23 年 12 月 14 日に 10 箇所のみ、同じ場所で行っていた水道工事 [REDACTED] の下請業者である [REDACTED] が、作業を実施いたしました

この契約（10 箇所）は、元課長（[REDACTED]）が、施工及び材料等も含んで契約しました、材料等の確認、検査は [REDACTED] が担当し、使用することを承諾いたしました。

資材置場は、名古屋市上下水道局の単価契約を施工していた元請業者 [REDACTED] の下請業者 [REDACTED] が契約使用していた資材置場を共有させてもらいました。材料等は、[REDACTED] が [REDACTED] から購入した材料を用いましたが、

材料（碎石）の承認書・伝票等が無く骨材の材料確認が出来ない為、路面異常の原因は分からず、結果的には 10 箇所の内 4 箇所の路面に異常が発生しました。

下請業者の [REDACTED] が購入した材料伝票の写し有り（別紙）

平成27年 2月 20日

名古屋市上下水道局

北部管路センター長 殿



## 報 告 書

平成26年12月26日に行った、愛知県海部郡大治町花常東屋敷地内における路面異常に関する原因調査を踏まえて、当社としての見解をご報告いたします。

試掘調査で採取した路盤材を検査機関(東海技術センター)にて確認したところ、スラグが確認されました。当社としては、貴局の仕様に基づいた碎石を間違いなく購入しており、工事でそのまま使用されたものと認識しております。しかしながら、結果としてこのような事態となり住民をはじめ貴局の方々に多大な迷惑をおかけしたことを深くお詫び申しあげます。

当時、当社は資材置場として [REDACTED] 地内の借地を利用していたのですが、この借地は民間工事を行う他業者の資材置場としても利用されておりました。この民間工事では、駐車場工事、造成工事用としてスラグ碎石を仮置していたとのことでした。そのスラグ碎石を当社工事の運搬過程で誤って積込を行ってしまい、そのまま使用した結果、何らかの原因により路面の盛り上がりを引き起こした可能性があります。当社として、そのスラグ碎石が未処理スラグであったかどうか当時資材置場を共有していた他業者に確認したもののは判明しませんでした。

今後同様の事例が起こらないよう、当社としてはこれまでどおり貴局の仕様に基づいた製品を購入するとともに、資材置場そのものと資材置場に入りする契約業者の管理を徹底します。とりわけ、今回のように他業者と資材置場を共有する場合は、他業者と話し合い、双方の契約運搬業者に対する搬入場所の指示を徹底するとともに、当社及び下請の土工に対し積込場所を誤らないよう周知徹底します。また、他業者の使用する路盤材の規格についても予め確認します。

今回の件については、当社としてできる限りの対応をさせていただきますので何卒よろしくお願ひいたします。